

平成30年度事業計画

I 計画の概要

平成30年度は、前年度に引き続き、次の2つの公益目的事業を実施する。

食鳥検査事業では、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条第1項の規定により鹿児島市長が指定した指定検査機関として、当該指定に係る処理場において、同法第15条の規定に基づき、家畜伝染病予防法や厚生労働省令で定める疾病等について食鳥検査を実施する。

また、食鳥と体の細菌汚染等の実態を調査し、食鳥処理の衛生管理の向上に寄与するとともに、検査員会議の開催や各種研修会へ参加することで、検査員の資質向上、技術研鑽及び検査の平準化に努める。

犬の捕獲等受託事業では、鹿児島市と委託契約を締結し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、動物の愛護及び管理に関する条例及び鹿児島市動物管理事務所規則に規定された犬猫の収容及び愛護に関する業務を適確に遂行する。

なお、受託業務は、具体的には、①犬の捕獲及び抑留 ②抑留した犬の返還 ③犬の登録申請の受付、鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付 ④飼えなくなった犬猫の引取 ⑤犬猫の譲渡 ⑥負傷動物の収容 ⑦抑留犬、引き取った犬猫、負傷動物の飼養管理 ⑧返還や譲渡できなかった犬猫の殺処分及び焼却 ⑨犬猫の適正飼養の指導啓発業務である。

本協会は、公益財団法人として、これらの事業を通じ、食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生防止、狂犬病の発生予防、犬猫による人の生命、身体や財産への侵害防止に努め、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進に寄与する。

II 事業活動

1. 食鳥検査事業（公益目的事業1）

(1) 食鳥検査の実施

対象処理場	所在地	食鳥の種類	処理方法
(株) アクシーズ 川上工場	鹿児島市川上町3149-1	ブロイラー	中抜き
(有) 二幸食鳥 松元工場	鹿児島市福山町4番地	成 鶏	中抜き

(2) 食鳥と体等の細菌汚染実態調査

①各処理場の食鳥と体の拭取検査等（年3回）・・・平成30年7月・11月、31年3月

(3) 研修会への参加

①県主催の獣医公衆衛生技術研修会（鹿児島市）・・・平成30年7月

②県獣医師会主催の公衆衛生講習会（鹿児島市）・・・平成30年9月

③全国食鳥指定検査機関情報連絡会議（青森県）・・・平成30年10月

④九州ブロック食肉衛生検査所協議会研修会（佐賀県）・・・平成30年10月

⑤厚労省主催の食鳥肉衛生技術研修会、衛生発表会（東京都）・・・平成31年1月

⑥協会開催の検査員会議（動物管理事務所会議室）・・・年4回

(4) 鹿児島市長に対する申請又は報告（食鳥検査法（略称）に基づくもの）

※当該法律に基づく厚生労働大臣の指定及び認可等の権限は、平成29年4月1日から鹿児島市長に移譲された。

①役員を選任及び解任認可申請（理事の任期満了に伴う手続等）

②検査員を選任及び解任届

③平成29年度事業報告及び収支決算報告

④平成31年度事業計画及び収支予算の認可申請

(5) 役員会議等への出席

①全国食鳥指定検査機関協議会総会（東京都）・・・平成30年6月

- ②全国食鳥指定検査機関情報連絡会議（青森県）・・・・・・・・平成 30 年 10 月
- ③九州ブロック食肉衛生検査所協議会所長会（佐賀県）・・・・・・・・平成 30 年 10 月
- ④食鳥肉衛生技術研修会及び衛生発表会（厚労省 東京都）・・・・・・・・平成 31 年 1 月

2. 犬の捕獲等受託事業（公益目的事業2）

(1) 犬の捕獲等業務

- ①犬の捕獲
- ②負傷動物等の保護收容
- ③実態調査及び登録等の指導
- ④集合注射の応援（4月～5月）
- ⑤犬及び猫の適正飼養並びに管理に関する指導啓発

(2) 鹿児島市動物管理事務所業務

- ①抑留犬の返還
- ②犬及び猫の譲渡（譲渡前講習の実施）
- ③飼えなくなった犬及び猫の引取
- ④捕獲抑留した犬、引取った犬及び猫、負傷した動物の飼養管理
- ⑤抑留及び引取った犬の譲渡適性の観察、散歩、トリミング等のケア
- ⑥返還や譲渡できなかった犬、猫等の殺処分及び焼却
- ⑦犬の登録申請の受付及び鑑札の交付、狂犬病予防注射済票の交付
- ⑧保健所主催の講習会や動物愛護フェスティバル等への協力
- ⑨動物慰霊祭の開催

(3) 地域猫活動への支援等

- ①猫の適正飼養及び管理ガイドラインに基づき、保健所が行う地域猫の取組への支援
- ②猫バリア器の貸し出し

(4) 畜犬関係手数料の収納業務

- ①犬の登録手数料及び抑留犬返還手数料等の収納（動物管理事務所内の事務に限る。）

(5) 関係団体との連携

- ①鹿児島大学共同獣医学部が実施する不妊去勢手術への対応（大学と保健所の協定）
- ②鹿児島地区獣医師会が実施するボランティア診療への対応（地区獣と保健所の協定）
- ③鹿児島大学学生サークル（アニマルプロテクション）が実施する活動への支援

(6) 市長に対する報告（委託契約に基づくもの）

- ①受託事業実績報告書の提出

III 組織運営

1. 理事会及び評議員会の開催

- (1) 平成 30 年度理事会（3回）・・・・・・・・平成 30 年 5 月・11 月、31 年 2 月
- (2) 平成 30 年度評議員会（2回）・・・・・・・・平成 30 年 6 月、31 年 3 月
- (3) 定期監査・・・・・・・・平成 30 年 5 月

2. 県知事に対する報告（公益法人認定法に基づくもの）

- (1) 平成 29 年度事業報告に係る書類の提出
：財産目録、役員等名簿、役員等の報酬等の支給基準を記載した書類、組織運営及び事業活動の状況の概要等
- (2) 理事、評議員の変更届出書の提出（任期満了等による新たな選任に伴うもの）
- (3) 平成 31 年度事業計画書、収支予算書の提出

3. 活動状況等の情報開示（当協会の情報公開規程に基づくもの）

- (1) 貸借対照表の公告（掲示）
- (2) 資料等の開示（備え置き、協会ホームページの随時更新）